「第3次千葉県消費生活基本計画原案」に寄せられた市町村からの意見の概要と県の考え方

意見提出市町村数::3

延べ意見数:5

指標

基本目標1 誰もが、どこでも安心して相談できる体制づくり

意見の概要	県の考え方
民法の成年年齢引き下げに伴って、これまでは未成年者取消権で保護されていた18歳、19歳の若者が保護の対象から外れることとなり、悪質な業者に騙される危険性が高まることが予想される。このため、若者が躊躇なく相談できるよう、相談窓口の多様化を図るべきと考える。メール受付など、若者が日常使用している機器からの受付が24時間365日できるよう拡充を図られたい。	メール受付等の相談対応方については、今後、 計画に基づいた施策を進める中で、相談の状況 や消費者教育の成果を踏まえ、県民や専門家、 市町村等の意見を聴きながら,効果的なあり方に

基本目標2 消費者市民を育む教育の推進

ETIME NACIONAVILLE	
意見の概要	県の考え方
若者が「これってあやしい?騙されてる?」と思ったときに、判定できるようなアプリの開発など消費者団体等と連携し、促進していただきたい。	消費者教育・啓発の推進に当たっては、消費者 団体や事業者団体、専門家等と連携して進めて まいります。
カスタマーハラスメントが社会問題になっていることから、加害者にならないための消費者教育の取組も必要ではないか。	消費者教育については、消費行動が社会や環境、経済等に与える影響等を自覚し、合理的に 判断し、行動することのできる消費者市民の育成を目指した取組を進めることとしています。
成年年齢の引き下げにおいて、最も影響視されているのが 消費生活関連問題であり、今回計画期間中の大きな焦点だ と思うが、基本目標の取組方針で若干触れているものの、 理念的記載のみにとどまって(具体的な取組と事業計画で はふれてない)いる。 当該時期には、市町村も何らか特出し啓発を実施すること になると思われ、県の計画は市町村においても指針になる ものでであることから、もう少し触れていただきたい。	若年者に対する消費者教育の実施は喫緊の課題と認識していることから、学校における消費者教育の充実を図るため、基本計画においては、消費者行政部門と教育機関との連携強化や、学校現場への出前講座の実施、消費者教育教材や情報提供の充実等を図ることとしています。